

エルンスト・ルドルフ・フーバーと 「国制史」研究(2)

今 野 元

(6) ドイツ連邦の成立

E・R・フーバーは1814年の多様なドイツ将来構想に注目する。国家連合のドイツ連邦が成立し、仏革命に感化された解放戦争の闘士たちが望んだドイツ国民国家も、シュタイン男爵らが復活（解体の無効化）を望んだ帝国（又はエステルライヒを皇帝、プロイセンを連邦元帥とする双頭的な連邦国家）も実現しなかった理由として、フーバーは周辺大国、奥普、旧ライン同盟諸国の思惑があったとし、メッテルニヒが初めから現状維持的な国家連合を目指していたとする。フーバーはまた、当初ナポレオン側にいた大半のライン同盟諸国を取り込むために、エステルライヒがリート条約（1813年10月8日）等でバイエルン王国などに領土保全・主権維持を約束したため、「中央行政府」（Zentralverwaltungsdepartement）（ライプツィヒ、のちフランクフルト）による占領独裁でドイツ再建に大鉈を振るおうとしたシュタインらの邪魔になったことを指摘する¹⁾。

E・R・フーバーはシュタインの連邦国家構想に注目する。シュタインはドイツのみを祖国とし、分邦（特にライン同盟の中核だったバイエルン、ヴェルテンベルク）には警戒的で、ドイツ統一を志向した。ただ「一体にして不可分の共和国」といった革命派の統一主義には遠く、結果的に10世紀から13世紀頃の神聖ローマ帝国（つまり宗教改革やヴェストファーレンの講和以前）を念頭に置いた連邦国家の建設を目指した。そこではエステルライヒが皇帝となり、身分制的国民代表機関としての帝国議会（議員は訓令に拘束された帝国諸侯の「使節」ではなく領邦から選出されたドイツ国民の「代表」）を設置することが予定されていた。シュタインが皇帝に固執したのは、それがドイツ国民の統一及びドイツの国家的権威の象徴になるからである。だが解放戦争の過程でこの原案は実現困難になり、シュタインは将来の統一化への通過点として、マイン川で奥普の勢力圏を分け、中小諸侯を陪臣化し、南北両ドイツを国家連合で結ぶ二元体制案、

中小領邦を「ドイツ」として皇帝(墺)宗主権下で自立化する三元体制案も出した。シュタインはプロイセンのドイツ的性格と使命を強調し、エステルライヒの「半スラヴ的」性格と対置したが、それでもエステルライヒが皇帝になるべきと考えていた。なおシュタインは、1802年の領邦分布を極力再建し、分邦の「国家主権」(Souveränität)を「領邦高権」(Landeshoheit)にまで格下げすることを考えていた。ちなみに自由な立場で構想したシュタインと違い、フンボルトは「一つの国民、一つの民族、一つの国家」を志向しつつも、プロイセン使節としての立場もあり、また上から強制した「人工的」枠組が人間の発展を阻害するという信念から、連邦国家的要素を帯びた国家連合(つまり国家元首を置かない体制)を支持した。フンボルト案は国家宰相ハルデンベルク案の前段階となったが、後者ではドイツ個別国家の「永遠の同盟」が構想され、「連邦政府」(Bundesdirektorium)での墺普の対等性が主張されていたという²⁾。

エステルライヒ外相メッテルニヒ(1821年より国家宰相)の構想は、E・R・フーバーによれば「恢復」(Restauration)理念であり、それは当時の欧州で支配的なものだった。メッテルニヒは秩序と安定の復活を望んだのであり、極端な正統主義、つまりブルボン家やローマ皇帝、世俗化・陪臣化された旧領主の復活を望んだのではない。またメッテルニヒが君主の権威を主張したのは、ナショナリズム「デマゴギー」に抗するためだった。勢力均衡は、仏露普の覇権志向を抑え、調整による秩序維持を目指すためであった。メッテルニヒは皇帝や中央政府のないドイツの緩い連邦主義化を、エステルライヒのみならず欧勢力均衡のために必要と考え、ナショナリズムをテロルや専制に通じる革命思想と同視し、国民国家を不自然な人工的構築物とし、古い帝国愛国主義にも固執しなかった。フーバーは、1850年代のシュヴァルツェンベルク、ヴィンディッシュグレーツやマントイフェルも、また敗北した墺仏を許容したビスマルクも、メッテルニヒの勢力均衡論の延長線上にあるとする。フーバーはスルビクの伝記研究を評価し、抑圧者メッテルニヒという国民・自由主義の通俗的先入観を否定する。フーバーは、ウィーン会議で幾多の困難及びナポレオン来襲を経て、1815年6月5日にメッテルニヒが「ドイツ連邦規約」を実現させた過程も詳述している³⁾。

ドイツ連邦は唯一の審議機関「連邦集会」(Bundesversammlung)をフランクフルトに設置した。これはしばしば「連邦議会」(Bundestag)とも呼

ばれたように、神聖ローマ帝国の「帝国議会」(Reichstag)に類似した常設使節会議である。会議には「総会」と「縮小評議会」とがあり、各分邦の使節は夫々異なる票数で、政府の訓令に従い投票した。エステルライヒは議長であったが、これは事務を遂行するだけで、「総会」では何ら決定権を有しなかった。「総会」の決定には三分の二の賛成が必要だが、重要案件には「総会」及び「縮小評議会」で全会一致が必要とされたため、連邦改革が一国の反対で阻止される事態となった。規約に明記はされなかったが、連邦法は領邦法に優先するとされた。ドイツ連邦は、国際法上の完全な法人格を有し、各国と外交使節を交換したが、各分邦も国際法の主体として行動することが出来た。ドイツ連邦の軍制は旧帝国に引き続き兵力分担を基盤とし、防衛の必要に応じて「連邦戦争」が宣言されたが、プロイセンを常時「連邦元帥」とすることはその覇権を恐れる各国の意向で見送られた。司法では、民刑事裁判の連邦統一化がバイエルンなどの反対に遭い、分邦間対立・連邦分邦間を解決し「連邦平和」(Bundesfriede)を維持するための常設裁判所もなかった。内乱状態に陥った分邦に連邦が介入する「連邦介入」(Bundesintervention)、連邦の決定に従わない分邦に強制する「連邦執行」(Bundesexekution)は、連邦集会の決定で行われた。ドイツ連邦の諸国はlandständischな国制の採用が予定されていたが、この概念は身分制的にも代表民主制的にも解釈できるものだったので、最終的には君主の政治指導を明示する「君主制原理」(monarchisches Prinzip)が連邦で確認されることとなった⁴⁾。

ここでE・R・フーバーは国家連合と連邦国家との連続性を強調する。国家連合は国際法的関係で、主権は分邦にあるのに対し、連邦国家は自ら法主体で、主権は全体国家にあるという二項対置を、フーバーはシュミットを引きつつ問題視する。ドイツ連邦は、堯普の一致が必要だったとはいえ、「連邦戦争」など自らの存立に関する決断を下しており、一定の国内法的秩序も有していたというのである。またフーバーは、連邦国家でも分邦間の国際法的関係は消滅していないという。「国家連合とは完全に連邦主義的に形成された連邦機関を伴う全体国家であり、連邦国家とは連邦主義的及び統一主義的に形成された連邦機関が共同作業する全体国家である。」⁵⁾。

(7) 高まるドイツ国民運動

国家連合に留まったドイツ連邦への反抗として、E・R・フーバーは急進

派ナショナリズムに注目し、ヤーン体操運動、学生組合などにも言及している。彼らの思想では、政治的自由と統一国家とは相互に前提となるもので、分邦割拠を温存するのは不適当だとされた。フーバーは、フランス革命の理念とキリスト教的・古ドイツ的な理念という本来両立し難いものがそこに混在していたとしつつ、実はフランス革命にも冷静な啓蒙思想と非合理的な熱狂との混合が見られたとし、例としてルソーを挙げている。フーバーは、ヴァルトブルク祭(1817年)がカール・アウグスト大公によって準備され、教皇からの解放(宗教改革)とナポレオンからの解放(諸国民戦争)とを同時に祝い、ナポレオン法典及び保守の文献を焚書にして、メッテルニヒの「ジャコバン主義」への警戒を招いたこと、カール・ザントのアウグスト・コツェブー暗殺(1819年)が倫理的正当性の「確信」の下に行われたこと、度重なる学生運動へのメッテルニヒの強硬案が「カールスバート決議」に集約され、後日連邦会議で採択されたこと、この決議で連邦法及び喫普の地位が強化されたことを指摘している⁶⁾。

E・R・フーバーはドイツの経済統合が「国民国家的統一の先兵」となったことを重視する。フーバーは、プロイセンがドイツ連邦の枠組を尊重しつつ、経済面ではドイツ統一市場化及び国際的自由貿易を目指し、エステルライヒ、バイエルンその他の中小分邦の反対を押して、ドイツ連邦内の「特別の関税連邦」としてのドイツ関税同盟(1834年)を実現させた経緯を、ビスマルクの小ドイツ主義統一への転換点として描いている。フーバーは、ドイツ連邦が現状維持だけの組織で、やがて現状維持も困難になったのに対し、ドイツ関税同盟は新しいものを生んだと評価する。このドイツ関税同盟も、フーバーはその法的性格は単なる国際法上の組織ではなく、(連邦国家ではないが)国家連合の色彩があったとする⁷⁾。

ただE・R・フーバーは、エステルライヒのドイツ史に於ける役割を軽視しない。18世紀の喫は他民族の臣民も抱える「一ドイツ国家」だったが、臣民が単なる支配の対象ではなくなると、ドイツの性格が怪しくなったと整理する。フーバーは、メッテルニヒの下で喫がドイツ民族から離れたとする説を「小ドイツ主義イデオロギー」と揶揄し、音楽や文芸など「ドイツ全体文化」への貢献が著しかったことを指摘する。また喫指導層には、多様な民族出身者がいるが、やはり喫内外のドイツ人が多く、貴族が多いものの、新貴族や市民の登用も進んでいたとする。メッテルニヒに関しても、欧州政治を決定した権威のある政治家だったが、支持基盤がないため

に、民主化の時代には危うさがあったとしている⁸⁾。

E・R・フーバーは、仏七月革命がドイツ諸国にもたらした様々な事件、例えばゲッティンゲンの七教授事件、ベルギー王国独立に伴うルクセンブルク分割、「青年ドイツ」「青年ヨーロッパ」の擡頭、ハンバッハ祭などを詳細に論じ、その都度ドイツ連邦がその鎮圧に果たした役割を明らかにしている。フーバーはこれらの事件には批判的で、例えば連邦議会襲撃により全ドイツでの民衆蜂起の惹起を狙ったフランクフルト守衛所襲撃未遂事件(1833年)について、何ら組織的準備がなく、ドイツの真の首都がウィーンとベルリンだったことを見落とし、情報が洩れているのに強行し、大衆の呼応もなかった軽挙妄動だったと考えている⁹⁾。

E・R・フーバーは、ライン州のカトリシズム紛争にもドイツ国民運動への契機を見出す。第一は「ケルン大聖堂建設祭」(Dombaufest: 1842年)で、ドイツ諸侯や政治家から知識人、民衆まで多くの人々が集まり、対立が続いた国家と教会、統治者と被治者との和解が図られたとする。第二はトリール聖上衣開帳を偶像崇拜と批判する司祭ヨハネス・ロンゲの「ドイツ的カトリシズム」運動(Deutschkatholizismus)で、政治的急進主義とも連携し、やがてドイツ諸国から弾圧されて消滅したという¹⁰⁾。

三月革命を、E・R・フーバーは「紛れもないドイツの事件」であるとし、パリ二月革命がヨーロッパ規模で広がったものでありながら、国民国家建設というドイツの事情と結び付いたものだったとする。フーバーは失敗した三月革命の理念がビスマルクの帝国建設により事後的に成功したと考えた。つまり帝国建設では、国民国家原則だけでなく、三月革命の自由主義、民主主義も「基本原則においては」実現したと考えるのである¹¹⁾。

「三月革命前」(Vormärz)の現象として、E・R・フーバーは「政党」形成を挙げる。「政党」とは以下の5つの要素を備えた「対抗する集団」だという。(1)自由な形成と変移、(2)出生・財産・職業と無関係な支持者、(3)相互の競合、(4)理念及び利益のための闘争、(5)政治権力の希求¹²⁾。

E・R・フーバーは、三月革命前から1918年まで、左右両極を省けば1933年に至るまで、ドイツは以下の5党体制だったとする。(1)保守主義: 君主主権・英仏を含む全欧的潮流・国家理論における合理主義の拒否・真の法は古い法という発想・非統一主義的国民国家理念への接近。(2)カトリック主義: カトリック教会の(自由民主主義・啓蒙絶対主義)国家からの自立・教会の公権力的性格の維持・他の理念(保守主義・自由主義・社

会主義)との結合。(3)自由主義:国家主権・有機体的国家理念と民衆=民族理念への傾斜・個人の自由と国家公民的義務の重視・民主主義への距離・大ドイツ主義からの出発と小ドイツ主義への傾斜・Realpolitikへの覚醒・連邦国家志向。(4)急進主義:人民主権・共和主義への傾斜と暴力革命の否定・統一主義(ein Volk, ein Wille, ein Staat)・一院制国民議会志向。(5)社会主義:暴力革命による市民的立憲国家の転覆¹³⁾。

(8) 三月革命

三月革命の展開について、E・R・フーバーは1848年以前の南ドイツ諸国、エステルライヒの動揺から詳述している。フーバーは、ハプスブルク帝国が国民国家原則のみならず、反民主主義・権威主義体制をも体現する存在、「ドイツにおける古い秩序の防波堤」だったとし、メッテルニヒの戦いは「ヨーロッパの普遍的構造」を守る戦い、「時代の精神」に抗する戦いだったとしている¹⁴⁾。またプロイセンに関しては、ベルリンの騒擾に驚いたフリードリヒ・ヴィルヘルム四世が「我が民衆及びドイツ国民へ」を出し、黒赤金の革命派の腕輪を付けるなど、ドイツの統一と自由を求める民衆に迎合しようとしたが、相手にされなかったことを指摘している¹⁵⁾。

E・R・フーバーは三月革命での議会の発展を追っている。連邦集会は3月9日、体制転覆の色として迫害してきた黒赤金を、「以前のドイツ帝国の色」と(事実反して)呼んで連邦旗に採用し、同時に旧帝国鷲を連邦章に採用して、革命派のドイツ統一運動を旧帝国の系譜に連なるものとして追認した。連邦議会は更に、憲法準備機関として「公的信頼を集める人物」17人を中核諸国から集めた「十七人委員会」を設立し、統一主義的な「予備議会」(Vorparlament)、「国民議会」(Nationalversammlung)をフランクフルトに設置した。フーバーは「帝国摂政」(Reichsverweser)ヨハン大公が「国民の主権」に根差した「ドイツ、全帝国の憲法」を作ろうと呼び掛けた。フーバーは、国民議会の審議が帝国軍制の成立を目指したが、主権に拘る重要な案件だけに陸軍に関しては各国の反対で失敗し、市民階級の期待を体現した海軍が帝国商業省の管轄として構想されたが、これも資金不足やイギリスの不承認で頓挫したとする¹⁶⁾。

1848年秋からの反革命派の実権掌握について、E・R・フーバーはエステルライヒのヴァインディッシェグレート侯爵、フェリクス・シュヴァルツェンベルク侯爵、プロイセンのヴランゲルの例を検討している。フーバー

は特にシュヴァルツェンベルクに注目し、その思想を「大エステルライヒ主義」と呼び、メッテルニヒの欧普遍主義を去ってエステルライヒの国家理性を追及する帝国主義者だった、新帝フランツ・ヨーゼフ一世を迎えてエステルライヒ国家の一体性、領内各国民の自立を拒否した君主絶対主義を掲げ、大ドイツ主義者の要求するドイツ系・非ドイツ系部分の同君連合化をクレムジール帝国議会で拒否し、統一されたエステルライヒがまるごとドイツ諸国と一緒に「七千万人帝国」(Siebzigmillionenreich)を目指したとする。なお首相シュヴァルツェンベルクは、1849年3月4日クレムジール帝国議会で審議したフランツ・シュタディオン起草の堯憲法を「欽定した」(oktroziert)が、その統一主義的性格を利用してハンガリー、北伊を平定し、自由主義的条項は実施せずに、やがて憲法自体を廃止して「新絶対君主制」(Neoabsolutismus)を開始したという¹⁷⁾。

フランクフルト国民議会での帝国憲法審議について、E・R・フーバーはドイツ諸国、各党派の立場を詳細に検討している。その中で、堯普双方の立場を尊重して、エステルライヒを除くドイツ諸国でプロイセン王を皇帝とする小ドイツ連邦を作り、これがエステルライヒと国家連合を結んで大ドイツ連邦を作るという「二重連邦」構想もあったことが紹介されている。また採択されたプロイセン「世襲皇帝制」(Erbkaisertum)について、エステルライヒや南ドイツ諸国が反対しただけでなく、プロイセン内でも堯普協調を重視する古プロイセン派が反対して、大プロイセン主義派やドイツ国民主義派と対立していたが、最終的には堯ローマ皇帝復活を夢見て君主制の民主的正当化を好まないフリードリヒ・ヴィルヘルム四世の「ドイツ人の皇帝」位拒否で破綻し、プロイセンは「ドイツの利益」(deutsche Sache)を裏切った、歴史的責任から逃げたとの印象が生まれたと指摘している¹⁸⁾。

フランクフルト帝国憲法は28もの諸国が無条件に受け入れ、プロイセン第一・第二院も賛成しながら葬り去られていくが、これを不満とした勢力が中部ドイツで盛んに蜂起した。ザクセン、バイエルン領プファルツ、バーデンが自力で叛乱を鎮圧できないなか、プロイセンが出兵して鎮圧していく。フーバーはこれにより、プロイセン王の皇帝位辞退は同国の積極的ドイツ政治の断念を意味したことが示されたとする。ちなみにプロイセンでは、1848年12月5日に緊急のものとして普憲法が欽定され、召集された領邦議会第一院、第二院ではその法的効力が争われたが、プロイセン

王の皇帝位辞退を翻意させようとした第二院を、1849年4月27日に国王が解散し、三級選挙法を欽定して第二院の構成を変化させ、選挙後の領邦議会で憲法改正を行った(1850年2月2日憲法)。フーバーはこの憲法改正で、革命が最終的に鎮圧されたと同時に、絶対君主制も最終的に葬り去られたと指摘している¹⁹⁾。

フランクフルト帝国憲法の挫折後、プロイセンはラドヴィッツを中心にドイツ「同盟」構想(プロイセン・ザクセン・ハノーファー三王同盟)を進め、エルフルトで議会や憲法もできたが、ドイツ連邦の旧状復活を目指すシュヴァルツェンベルクの反対に遭い、「オルミュッツ宣言」で断念する。E・R・フーバーはこの断念に際し、プロイセン首相マントイフェルが塙普対等を認めさせれば、プロイセンは必ずしも敗北ではなかったが、実際には失敗したことを指摘している²⁰⁾。

E・R・フーバーは、1850年プロイセン憲法に最も純粋に体现された国制として、「立憲君主制」(Konstitutionalismus)という概念を提案する。彼のいう「立憲君主制」とは、「絶対君主制」(Absolutismus)を憲法で制約したもの全てではなく、それを君主が優位に立ち議会と共同統治するが、君主本人に代わり政府(大臣)が統治の責任を負うドイツ型と、君主が君臨し議会が統治するイギリス型とに分け、前者のみを「立憲君主制」とし、後者は「議会主義君主制」(Parlamentarismus)と呼ぶのである。つまりフーバーは「立憲君主制」をイギリス型と同視せず、ドイツ型をイギリスの理想に達しない未熟な隠れ絶対君主制、単なる絶対主義と議会主義との妥協と見ず、独自の国制と見たのである。フーバーは1862年の「憲法紛争」に関しても、事実上のみならず法的にも最終的決定権者は主権者たる国王であり、予算の議会可決なき統治は国制変更を目指す「国家転覆」(Staatsstreich)ではなく、秩序回復後の国制復帰を目指す「緊急事態行為」(Notstandsakt)であり、保守派やカール・シュミットは「事後承認法」を寧ろビスマルクの議会への屈伏と見たという²¹⁾。

(9) 小ドイツ主義的統一

E・R・フーバーは再建されたドイツ連邦が、塙普協調から塙普対立へ性質を変えたとする。エステルライヒは自国内で中央集権体制・(民族政治上ではなく国家政治史上の)ドイツ化方針を採り、従来以上にドイツ連邦を必要とし、ドイツ内の対普優位確立を狙うようになった。プロイセンは

「双頭制」(Duumvirat)、更に小ドイツ主義的統一を志向し、公使ビスマルクは挑発的態度を示した。とはいえ当時の喫音は、相手の徹底排除を目指した訳ではなく、共同で連邦による各国憲法の脱革命化を推進し、連邦議会の再建に尽くした。フランクフルト国民議会から引き継がれたドイツ艦隊は、連邦軍のように兵力分担を行い、喫音の地中海艦隊、普のバルト海艦隊、他諸国の北海艦隊の三軍体制となり、統一したドイツ艦隊を志向した市民層の失望を買った。プロイセン主導のドイツ関税同盟に、エステルライヒは加入して「七千万人帝国」を通商面で実現しようとしたが、プロイセンがそれを小ドイツ主義的統一の基盤にしようとし、結局仏帝ナポレオン三世登場の前に喫音協調を重視した喫側が妥協したという²²⁾。

E・R・フーバーは国制が国際政治にも影響されることを指摘し、ヴィーン体制を動揺させたクリミア戦争、ノイエンブルク問題、イタリア統一戦争を論じている。クリミア戦争は、喫音両国でロシヤとの反革命的連帯を求める保守派と、トルコを支援するイギリスとの連帯を志向するその反対派との対立を引き起こし、喫音はロシヤが提案した露喫音防衛同盟を拒否し、プロイセンはエステルライヒと「防衛抵抗同盟」(Schutz- und Trutzbündnis)を結び、やがてドイツ連邦全体がこれに加入した。これによりプロイセンは中立を志向したが、エステルライヒは西欧諸国側に立った介入を志向し、喫音の間には亀裂が入った。プロイセンが1707年から領有していたスイスの一州ノイエンブルク(ヌーシャテル)では、三月革命でプロイセン政府が対応できない間に共和制が樹立され、革命後に旧状回復を狙ったプロイセン政府をドイツ連邦も支持した。フランスにも支持されたプロイセンは、イギリスの支持するスイスと断交し、軍事侵攻を企画したが、スイス側が拘留していた王党派を解放し、プロイセン王は1857年、ノイエンブルク侯の称号を維持しつつその領有を断念した。エステルライヒが領有する北イタリアは、ヴィーン会議に参加した全大國が喫支配維持を支持していたが、クリミア戦争で情勢が変化した。膨張主義的なナポレオン三世はハプスブルク帝国の破壊を目指し、現状維持的だったロシヤもクリミア戦争の怨恨からフランスと結んだ。プロイセンは対仏・対露関係を重視し、結局イギリスだけがエステルライヒを支援した。1858年のサルデーニャ・フランス攻勢にドイツ諸国は政府も世論もプロイセンを除きエステルライヒ支援に傾き、翌年エステルライヒが予防戦を敢行すると、議論は一層激化したが、プロイセン政府はこの問題をドイツ

連邦外の問題として「連邦救済」(Bundeshilfe)に反対した。エステルライヒの苦戦を前に、やがてプロイセンは「武装仲介」に乗り出すが、その実現前にエステルライヒはヴィラフランカの予備講和でロンバルディア領有を断念した。中立に徹したプロイセンはエステルライヒからもドイツ世論からも裏切り者と非難され、寧ろロンバルディア問題から解放されたエステルライヒが力を付け、連邦改革の主導を期待する確かな見込みが生まれた。エステルライヒはシュヴァルツェンベルク政権、ブオル＝シャウエンシュタイン政権の新絶対主義体制を終え、レヒペルク政権、ゴウホフスキ(シュメルリング)政権の下で立憲君主制に移行し、加えてドイツ連邦改革によりドイツ国民国家形成運動に於ける自国の立場を強化しようとしたという²³⁾。

イタリア統一戦争でのエステルライヒの敗北が墺普対立を生んだ結果、小ドイツ主義と大ドイツ主義との対立が激化した。「ドイツ国民協会」はプロイセン主導のドイツがイタリア戦争での墺を支援することを求める運動から始まり、ベニクセンを議長にジーベル、バウムガルテン、ブルンチュリ、ミーケルなどが結集して1859年に結成されたが、エステルライヒや多くのドイツ領邦政府はドイツ連邦への脅威として、その禁止も考慮した。これに対し大ドイツ主義側は1862年に「ドイツ改革協会」を結成して対抗し、墺普及び「第三のドイツ」を三本柱とする秩序の維持を訴え、北ドイツからもハノーファー出身のヴィントホルスト、ヴェストファーレン出身のフィッカーらも参加した。中世ドイツ皇帝の評価を巡るジーベル・フィッカー論争はこの対立を反映したもので、E・R・フーバーはこれを「あらゆる精神科学的立場が自己の状況や時代に解きがたく依存している」ことの証左とし、「学問的客観性への善良な信仰」を揶揄している²⁴⁾。

E・R・フーバーはドイツ連邦改革を巡る各国の綱引きを詳述している。プロイセンは北独諸国の軍隊がプロイセンの、南独諸国の軍隊がエステルライヒの指揮下に入る軍制改革案を出したが、プロイセンの北独覇権を恐れるザクセン(ボイスト外相)など中小諸国は1859年に「ヴェルツブルク連合」(Würzburger Koalition)を結成して抵抗した。これに対しエステルライヒは、この反プロイセン的なヴェルツブルク連合の「三元主義」(Trialismus)に加担するか、ヴェネツィア保全の軍事的支援を期待してプロイセンと結んで「二元主義」(Dualismus)に加担するかで揺れていた。1860年、摂政王子ヴィルヘルムは仏帝ナポレオン三世が、プロイセンの

ドイツ覇権承認の見返りにフランスのライン地方併合を認めるよう持ち掛けてきたとき、バーデン＝バーデンで仏帝とヴュルツブルク連合諸侯とを集めて「諸侯会議」(Fürstentag)を開き、ドイツ諸侯の団結を披露して仏帝の併合計画を挫折せしめた。この事件はプロイセンの声望を高めるもので、1861年にはザクセン＝コーブルク、バーデンのように自らプロイセンと軍事協定を結ぶ諸国も現れた。だがプロイセンは、エステルライヒがヴュルツブルク連合に接近すると、1862年にベルンシュトルフ外相の下でイタリア王国を承認して仏伊に接近した。1863年にはフランクフルトで、連邦改革を話し合うエステルライヒ皇帝フランツ・ヨーゼフ一世主宰の「諸侯会議」(Fürstentag)が開かれたが、35加盟国のうち30箇国の諸侯や市長が参加するなかで、プロイセン王ヴィルヘルム一世はビスマルク首相の諫言で参加しなかった。「諸侯会議」では三月革命で採用された黒赤金三色旗が掲げられた。会議ではドイツの「権力的地位」(Machtstellung)の防衛、「公的秩序」の維持、国民の「繁栄」を新たに謳い、常任の墺普巴を含む6箇国の理事国によって構成された「連邦執政府」(Bundesdirektorium)、各国使節を集めた「連邦評議会」(Bundesrat)、「国民革命的」な直接公選連邦議会ではなく各国議会議員の代表を集めた「連邦議員集会」(Versammlung der Bundesabgeordneten)、領邦元首が集合する「諸侯集会」(Fürstenversammlung)等を設けるなど、ドイツ連邦の大幅強化を狙ったエステルライヒ案が24箇国の支持を得た。しかし欠席したプロイセンは墺との対等性、拒否権、直接公選議会などを要求して同意せず、「ドイツ改革協会」を除いて世論も反撥し、エステルライヒは賛成した24箇国だけの別箇の連邦を作ることにも失敗した²⁵⁾。

E・R・フーバーはドイツ連邦を動揺させた事件として、ヘッセン＝カッセル問題を挙げる。プロイセン領に隣接するヘッセン選帝侯国では、選帝侯フリードリヒ・ヴィルヘルムや正統主義的・分邦割拠的政府がエステルライヒに傾斜していたが、国民自由主義的反対派はプロイセンに傾斜していた。プロイセンは「新時代」に入った1858年、ドイツの「道徳的征服」に向けて、1852年欽定憲法により停止されていた1831年ヘッセン憲法の復活を求め、ドイツ世論の喝采を浴びた(それどころかプロイセン議員ゲオルク・フォン・フィンケは(ビスマルクより二年半前に)「鉄と血」による強制を唱えた)が、エステルライヒなど連邦諸国と対立した。1860年選帝侯は欽定改正憲法を発布したが、混乱は拡大した。選帝侯は1862

年に普首相に就任したビスマルクに期待したが、当のビスマルクは保守主義よりプロイセンの国益を優先し、軍事介入によるクールヘッセンの自由主義化=親プロイセン化も辞さない態度であった。結局ヘッセン選帝侯国は1866年のドイツ戦争でプロイセン領となった²⁶⁾。

ドイツ連邦崩壊の遠因となったのがシュレスヴィヒ=ホルシュタイン問題である。1851/52年に保障されたデンマーク王国内での「対等で自立した」地位が、ドイツ連邦内のホルシュタイン、ラウエンブルク両公国には実現されていないとして、1858年に普公使ビスマルクの主張で「連邦執行」が宣言され、11月にデンマーク王フレゼリク七世を屈伏させた。だが1863年の特許状で、フレゼリク七世がドイツ系住民の多いシュレスヴィヒ公国を王国内に取り込まないという1852年の約束を内政干渉として否定したため、ドイツ世論及び奥普は反撥し、更にデンマークがホルシュタイン公国のドイツ連邦からの分離を宣言したことで、1863年10月に連邦議会は「連邦執行」を宣言した。デンマークはシュレスヴィヒ公国も王国に統合したが、ここでフレゼリク七世が崩御したため、ここで王位継承問題も起きた。1852年の第二ロンドン協定により、ゾンダーブルク=グリックスブルク家のクリスティアンが選ばれ、翌年デンマーク王・シュレスヴィヒ公・ホルシュタイン公・ラウエンブルク公クリスティアン九世として即位するが、ホルシュタイン公として必要な等族の支持が得られず、シュレスヴィヒ公国・ホルシュタイン公国・ラウエンブルク公国が一体であることから、対抗馬(サリー法典圏のシュレスヴィヒ・ホルシュタイン両公国では第一位候補)のゾンダーブルク=アウグステンブルク家のフリードリヒがシュレスヴィヒ公・ホルシュタイン公フリードリヒ八世を名乗ってコーブルクで亡命政府を形成した。フリードリヒ八世はドイツ世論(特に自由主義派、国民協会、改革協会)、ロンドン協定に参加していないドイツ中小諸国を味方につけたが、ロンドン協定参加国の奥普は彼に与しなかった。1863年11月にシュレスヴィヒをデンマーク本体と一体化する憲法を發布したクリスティアン九世に対し、12月にドイツ連邦は奥普(レヒベルク・ビスマルク)の指導下で、彼をシュレスヴィヒの正統な統治者と認めつつ、その連邦規約違反を是正する「連邦執行」を僅差で決議し(正統な統治者と認めない場合は「連邦介入」になり、アウグステンブルク派はこちらを望んでいた)、奥普及びザクセン・ハノーファーが出兵し、ザクセン・ハノーファーがドイツ連邦内のホルシュタイン・ラウエンブルク

両公国を戦闘なしに「差押」した。これを好機と見たフリードリヒ八世は、キールに宮廷・政府を構えて住民の歓迎を受けたので、「連邦執行」のための「差押」(Sequestration)は「占領」(Okkupation)の色彩を帯びた。だがクリスティアン九世はそれでもシュレスヴィヒのデンマークとの一体化に固執したので、連邦軍がドイツ連邦外のシュレスヴィヒ公国にも進駐する案が浮上した。国際紛争を恐れる墺普政府はこれを「担保としての占領」(Pfundbesetzung)に留めようとしたが、ドイツ世論や連邦集会で多数を占めるアウグステンブルク派は「併合」(Annexion)を、更にデンマーク本土への軍事作戦を要求した。1864年のロンドン会議で仲介案を拒否したデンマークは、結局墺普両軍と激突し、クリスティアン九世はホルシュタイン公国、ラウエンブルク公国全域、シュレスヴィヒ公国のほぼ全域(合わせて「エルベ三公国」)を墺普に割譲した²⁷⁾。

エルベ三公国は墺普の「共同領地」(Kondominium)となり、クリスティアン九世に対する「連邦執行」は終了したが、自国の直接領有を目指すプロイセンと、ドイツ連邦の関与を残そうとし、アウグステンブルク家支持にも傾斜していくエステルライヒとの対立が深まった。1865年2月、プロイセンは「二月要求」でシュレスヴィヒ=ホルシュタインの実質的「陪臣化」を求めてヴィーン政府やドイツ世論に拒否された。同年4月、ビスマルクは普通選挙によるシュレスヴィヒ=ホルシュタイン議会召集を提案し、大衆ナショナリズムとプロイセンの国益との連携を目指したが、諸身分に対する墺普「共同の権威」を重視するヴィーン政府に阻止されたので、首相ビスマルクより国王ヴィルヘルム一世が墺普対立の武力解決を志向するようになる。1865年7月のガスタイン協定で、ラウエンブルク公国を「共同領地」から外して有償でプロイセンと同君連合にし、他二公国に関してもプロイセンに様々な権利を認めて、対立は終息したかに見えた。だがプロイセンがドイツ議員集会、国民協会の行事を許容した自由都市フランクフルト、アルトナでのアウグステンブルク派の大衆集会を許容したエステルライヒを非難し、大衆ナショナリズムを味方に付けようとドイツ直接公選議会を要求し、エステルライヒのドイツ連邦からの排除を要求し、連邦法に反する普伊秘密同盟も結んでいたもので、これにエステルライヒや中小諸国が反撥し、双方が動員令を発して対峙する事態となった。エステルライヒも普領ライン州の独立化(事実上の仏保護国化)を含めた連邦法違反の墺仏同盟を結んだ。1866年6月上旬にホルシュタイン公国を軍事占領

したプロイセンに対し、エステルライヒは「連邦軍」動員を提案し、6月14日の投票でこれにバイエルン、ザクセン、ヴェルテンベルク、ハノーファーの4王国に加えクールヘッセン、ヘッセン＝ダルムシュタット、ナッサウ、リヒテンシュタイン、兄系ロイス、フランクフルト、ザクセン＝マイニンゲンの12箇国が賛同し、ブラウンシュヴァイク、リッペ、ヴァルデック、両メクレンブルク、両シュヴァルトツブルク、ルクセンブルク＝リンブルク、オルデンプルク、アンハルト、リューベック、ブレーメン、ハンブルク、ザクセン＝コーブルク・ゴータ、ザクセン＝ヴァイマル＝アイゼナハ、ザクセン＝アルテンプルク、プロイセンの17箇国が反対し、シャウムブルク＝リッペ、弟系ロイス、バーデン、ホルシュタインの4箇国が保留などの対応を取ったが、やがて前2国は普側に、後2国は奥側に付いた。プロイセン公使サヴィニーは同日自国のドイツ連邦からの「分離」(Sezession)に加え、ドイツ連邦自体の「解消」(Nullifikation)を宣言し、エステルライヒ主導で連邦集會に列席する大半の諸国(ルクセンブルク、オルデンプルクは留保、プロイセンは反対)は、即座にこれを連邦規約第一条(連邦の解消不能性)違反として却下する抗議声明を出した。E・R・フーバーは、この動員は奥側の理解では「連邦執行」だったが、普側の理解では国際法上の戦争だったとし、後年の国法学も(奥系も含め)後者で理解しているが、フーバーは「連邦執行」説を採り、(仮に6月14日の連邦議會採決が連邦法に違反していたとしても)普側に(アメリカ南部州のように)「分離」「解消」宣言をすることはできなかった、ドイツ連邦はプラハの講和(1866年8月23日)で初めて消滅したのだとする。ただプロイセンには、旧来の連邦法を基準として「合法性」(Legalität)がなかったにしろ、新しいドイツ国民の自決権を担うという意味で「正統性」(Legitimität)があったというテオドル・モムゼンらの主張を紹介し、「合法性」と「正統性」との永遠の対立を論じている²⁸⁾。

「奥普戦争」(Österreichisch-preußischer Krieg)は、プロイセン軍の侵攻で始まった。1866年6月15日、プロイセンはザクセン、ハノーファー、クールヘッセンに同盟締結、軍隊の平時状態への復帰、ドイツ公選議会の開催に同意するかと問い、同日夕刻までに満足いく回答がなければ戦闘状態とみなすと一方的に通告し、三国が拒否するに及び、三国国境をプロイセン軍が侵犯した。16日に連邦議會は奥巴に必要な防衛措置を速やかに取るよう要請した(多数決による連邦執行決議)。奥普の国交は12日に断絶し

ていた。連邦軍にはエステルライヒ、バイエルン、ザクセン、クールヘッセン、ヘッセン＝ダルムシュタット、ヴェルテンベルク、ハノーファー、バーデン、ナッサウ、ザクセン＝マイニンゲン、ザクセン＝ヴァイマール＝アイゼナハ、兄系ロイス、リヒテンシュタインが参加したが、ルクセンブルクが参加せず、ブラウンシュヴァイク、両メクレンブルク、3ハンザ都市はプロイセン側に付いた。6月16日、プロイセンは北独19箇国に同盟締結（その場合の本領安堵）の呼び掛けを行い、これに17箇国（連邦軍不参加国及びザクセン＝ヴァイマール＝アイゼナハ）が応じてドイツ連邦から脱退し、また連邦軍参加国からもドイツ連邦からの脱退を宣言する国が一部出た（バーデン、ザクセン＝マイニンゲン、兄系ロイスなど）。1866年7月3日、ケーニヒグレーツの戦いで勝利したプロイセンは、フランスの介入を防ぐためにも速やかな講和締結を進め、首相ビスマルクが王太子フリードリヒ・ヴィルヘルムと連携してヴィルヘルム一世を抑え、堯を保全し南独諸国併合を断念する方針を採り、7月26日のニコルスブルク予備講和、8月23日のプラハ条約で確定した²⁹⁾。

北ドイツ連邦は、連邦諸国使節会議の提示した帝国憲法案を、憲法制定国民議会で修正し採択することで、妥協により成立した。その際、北ドイツ連邦帝国議会は単なる審議機関ではなく、議決機関であった。帝国議会在拒否したり修正案を出したりした場合は、連邦諸国使節会議はこれを拒否することもあり得たが、実際には帝国議会による統一主義的方向での修正を受け入れた。ビスマルクは北ドイツ連邦に、ドイツ連邦にはなかった連邦首席（Bundespräsidium）、連邦宰相（Bundeskanzler）、一院制の帝国議会を新設しつつも、将来の南ドイツ諸国加盟を見越して、中央集権的にならないよう配慮していた。連邦宰相に関して、左派は議会への責任規定を求めたが、ビスマルクが反対して実現しなかった。またビスマルクは普通・平等・直接選挙法を実施したが、それには保守派のみならず国民自由党も消極的であった。このほか帝国議会は軍事予算の議会承認権を確保したが、連邦首席の拒否権も用意された。また帝国憲法で人権規定を設けることも、ビスマルクがその統一主義的作用を危惧して見送られた。ちなみにフーバーは、この北ドイツ連邦成立が「合法性」を越えた、「国民」の「革命的」「正統性」に基づく「政治的転覆」だったという面が、従来看過されてきたとし、イエリネックの「事実性説」、ラーバントの「合法性説」、ブリーの「条約説」、ビンディングの「協定説」を否定し、権力と法、事実性と

規範性を国家の両輪と見る「弁証法説」を唱えている³⁰⁾。

E・R・フーバーは、プラハ条約が理念のみ示していた「南ドイツ連邦」は実現せず、南ドイツ諸国がそれぞれプロイセンに接近したことを指摘している。バイエルン首相には親普的なホーエンローエ＝シリングスフルスト侯爵が就任し、ビスマルクに強く支持されたが、バイエルン上下両院の不信任決議を受けて辞任を余儀なくされた。またバーデンもマティ、ヨリー政権がプロイセンへの接近を模索したが、1870年まではプロイセン側が慎重な態度を取った³¹⁾。

北ドイツ連邦成立を許容したフランス帝国は、プロイセンと同盟し、ライン左岸の代わりにオランダ王が領有する旧ドイツ連邦内のルクセンブルク大公国（普軍駐留）・リンブルク公国を併合しようとした。ビスマルクは秘密外交の場ではそれに反対しなかったが、自らは両国の北ドイツ連邦帰属を否認するのみで、仏蘭交渉に結果を委ねた。だが1867年3月にプロイセンと南ドイツ諸国との「防衛抵抗同盟」(Schutz- und Trutzbündnis)が公表されたのを契機に、オランダ王がルクセンブルクの仏領化に普の明示的賛成を求めたので、ルクセンブルクの仏領化に反対するドイツ国内の声が強くなり、ビスマルクはオランダ王に仏領化拒否を進言するに至った。こうして高まったフランスとの緊張は、北ドイツ連邦帝国憲法の速やかな採択には貢献したが、南ドイツ諸国は対仏戦争を共に行う意思を示さなかった。1867年5月のロンドン条約で、ルクセンブルクの中立を各国が保証し、プロイセン軍が撤退することが決まった³²⁾。

E・R・フーバーは、ビスマルクが数年間の雌伏を経て1870年初頭からドイツ統一に動き始めたことを指摘する。伊墮仏同盟を模索したフランスがローマ問題、公会議問題などで挫折すると、ビスマルクは「北ドイツ連邦外務庁」(Auswärtiges Amt des Norddeutschen Bundes)の名称、「皇帝」(Kaiser)号の採用に向け皇太子やイギリスと相談を始めた。ビスマルクは中世の普遍的「皇帝」ではなくフランスの国民的「皇帝」を志向し、フランスはプロイセンが「マイン川を越えた」と見て警戒した。だがバイエルン愛国党からも、従来ドイツに何ら奉仕してこなかったプロイセン王がドイツ皇帝を名乗るなら歓迎だと、プロイセン分邦割拠主義を揶揄する逆説的文脈ながら皇帝になることを支持する声が上がった。そこに1867年から始まっていたレオポルト・フォン・ホーエンツォレルン＝ジグマリンゲン王子のスペイン王位継承構想が明るみになる。スペイン、ルーマニア

を傘下に入れようとするビスマルクのプロイセン強化構想は英露の不承知で断念されたが、仏輿論の刺激を意図したものではなかった。だが「勢力均衡」を名目にした仏の介入、特にエムスでのベネデッティ仏大使の挑発的態度を、ビスマルクがドイツ反仏輿論の喚起に利用した。フーバーは、このエムス電報事件でビスマルクが事実を改竄したのではなく、エムス発電報が一面的な内容だったのであり、寧ろバート・エムスでヴィルヘルム一世がビスマルクの「副署」なしに西王位断念を仏大使に確言したことこそ憲法違反の「親政」(persönliches Regiment) だったとしている。同時にビスマルクがこの事件を利用して連邦首席の同意なく事実上対仏戦争に踏み切ったことも憲法違反だったと見ている³³⁾。

1870年7月19日、フランス帝国がプロイセン王国に宣戦布告し、これに伴い北ドイツ連邦も戦闘状態に入った。ナポレオン三世は「攻撃者」たる自覚があったが、フーバーはこの状況でどちらが攻撃側かは微妙だったとする。この開戦は南北ドイツの統一が促すことになった。南ドイツの君主たちは「防衛抵抗同盟」が予想した「攻撃された状況」か否か微妙だったのに、19日以前にもうプロイセンの指揮下に入ることを表明し、バイエルン愛国党など議会の反プロイセン勢力の一部も開戦に同意したことに、フーバーは注意を喚起する。ビスマルクは、反対派も残る南ドイツ諸国(特にバイエルン)を北ドイツ連邦に加入させるべく妥協的に振舞ったが、ヴェルサイユでの最終交渉では南ドイツの左右勢力やプロイセン王太子派が反ビスマルクで連帯し、中央集権主義と連邦主義とが混在する憲法の実現を図ったのに対し、ビスマルクは丁寧に却下した。1870年11月、南ドイツ諸国は新「ドイツ連邦」(Deutscher Bund)への加入に同意した。プラハ条約はエステルライヒに南ドイツ諸国の北ドイツ連邦加入への拒否権を認めており、エステルライヒ帝国宰相(元ザクセン首相)ポイスト伯爵はその行使に意欲を示したが、ロシアの協力が得られなかったため挫折した。「ドイツ帝国」、「ドイツ皇帝」という名称は、ビスマルクの統一化政策及びドイツ輿論への配慮の産物で、プロイセン王太子フリードリヒ・ヴィルヘルム、バーデン大公フリードリヒ、オルデンブルク大公ペーターらの「皇帝妄想」(Kaiserwahnsinn/Kaiserei)とは区別される。フーバーはドイツ帝国の成立を、ビスマルクの才能だけでなく、国民の統一への意志の産物だったとし、「上から」と「下から」との協働を強調している³⁴⁾。

E・R・フーバーはドイツ帝国の成立について以下の点を指摘する。(1)ド

イツ帝国の成立、ドイツ皇帝の始業は1871年1月1日で、ヴェルサイユ宮殿で「皇帝宣言」を行った1月18日（プロイセン初代国王戴冠式の日）ではないが、後者も着任式の日として法的意味が全くない訳ではない。(2) ヴィルヘルム一世はプロイセン王号の価値低下を恐れて「ドイツ皇帝」(Deutscher Kaiser：ビスマルクの要請でバイエルン王ルートヴィヒ二世が提唱した新称号)を再三嫌い、それが不可避ならドイツ国の支配者の意味でKaiser von Deutschlandとすることを望み、またBundesratをReichsratにするよう求めたが、連邦主義に配慮するビスマルクの諫言で果たせなかった。(3)北ドイツ連邦とドイツ帝国との関係について、ラーバントは両者の連続性を主張するが、フーバーは1870年11月の南ドイツ諸国との交渉で「ドイツ連邦」参加への同意を取り付けた経緯などから、ドイツ帝国を新設されたものと主張している³⁵⁾。

ドイツ帝国成立への後世の批判に、E・R・フーバーはこう反論する。(1)「帝国」の意味内容は普遍主義国家から国民国家へと変質した。国民国家原則は我々の時代で悲惨な経緯を辿ったが、祖先にその責任を負わせるのは不当であり、普遍主義は当時明らかに時代遅れになっていた。(2)ドイツ帝国は欧州安定化に貢献した。ウィーン体制の五大国の勢力均衡は、プロイセンが自立せず不安定という問題を抱えていたが、ドイツ帝国は自立して墺伊と連携し平和を維持した。(3)ドイツ帝国は民主的選挙を導入し、ドイツを東向きから西向きにした。(4)ドイツ帝国はビスマルクのいう「満腹」状態であり、小ドイツ主義的枠内で自己抑制していた。ビスマルクはドイツの世界大国化にも禁欲的で、避難を浴びた保護貿易政策も国際競争からの禁欲の一環だった。危険はビスマルク退陣とともに始まったのである。(5)ドイツ帝国が西欧的国民民主主義を採用したことと、帝制を採用したこととは矛盾しない。というのもドイツ帝国の皇帝は、「ドイツ国民の皇帝」(Kaiser der deutschen Nation)とは名乗らずとも、民衆の喝采に依存した「国民帝制」(Nationalkaisertum)で、ヴィルヘルム二世の権威失墜がそれを示している。(6)国制とは「一つの決断」(C・シュミット)であり、対立する原則の妥協である。ドイツ帝国の国制は保守派・民主派から批判され、前者は消滅したが後者は残った。ドイツ帝国は西欧的議会主義民主制への移行を妨げたと民主派はいうが、仏第三共和制の政治状態が模範といえるのだろうか。高品質な英議会政治は独特の二大政党制、エリート選抜の産物で、歴史的前提の異なるドイツでは再現不能である。ビスマルクの構築

した「帝国立憲君主制」(Reichskonstitutionalismus)こそ、政府と議会との勢力均衡に根差した、近代ドイツの典型的国家形態なのである。(7)ドイツ帝国は連邦主義と統一主義との均衡を実現した。但しドイツ帝国の時期に、政治・経済・文化とも統一化が大いに進展した。もっとも国民統一化の進展と同時に、国民内の多様化、階級対立も進んだ³⁶⁾。

(10) ドイツ帝国

ドイツ帝国の国制について、E・R・フーバーは以下の点を特筆している。(1)憲法前文に帝国は「諸侯の永遠の同盟」とあるが、実際の帝国は諸侯同盟ではなく下からの国民の統一意志に基づいており、前文も「ドイツ民族(民衆)の繁栄のために」と記している。ラーバントが国民ではなく分邦が帝国の構成員だとしたのは問題で、帝国は国民国家であった。主権とは不可分なもので、帝国は主権を有する連邦国家であり、帝国と分邦とで分有されていたのではない。(2)帝国は均衡型ではなく覇権型の連邦国家であり、それを明示する唯一の制度がドイツ皇帝とプロイセン王との兼任だったが、実際には多くの職が兼任されていた。(3)憲法上ドイツ皇帝は「帝国君主」、つまり帝国の支配者ではなく、主権者は最高機関で、立法のみならず行政・司法にも関与する「連邦評議会」(Bundesrat)だった(これに対しラーバントは「ドイツ諸国の全体」が主権者だと述べている)が、現実政治上は皇帝が連邦評議会より顕在化した。憲法上皇帝は単独ではなく帝国宰相が責任を負う立憲君主制で統治したが、ヴィルヘルム二世の「親政」のような事態も生じた。(4)帝国宰相は唯一の帝国大臣として帝国長官たちを従え、プロイセン首相がプロイセン國務院で「同輩中の第一人者」だったのとは異なっていた。ラーバントが帝国宰相を「プロイセン王の全権使節」と位置付けたのは問題で、帝国宰相は一帝国機関である。(5)議会主義原則を体現する帝国議会に対置され、連邦主義原則を体現する連邦評議会は、領邦の共同機関ではなく帝国機関である。連邦評議会は、議会の一部ではないので帝国の「第一院」「上院」ではなく、構成員は個人ではなく連邦諸国である。(6)帝国議会は皇帝の民主主義的競合相手であり、連邦評議会の統一主義的競合相手である。また帝国議会の民主主義的選挙法とプロイセン代議院の保守的選挙法とが対置された。プロイセン三級選挙法は、当初保守陣営ではなく自由主義陣営に有利だったが、のち社会民主党への防波堤になった。帝国議会選挙でビスマルクは保守的大衆の支持を

期待したが、結果的に「帝国敵対的」な中央党や社会民主党の擡頭を招いた。だが一票の格差を批判する社会民主党は比例代表制への移行を望んだ。(7)皇帝に任命される帝国宰相は帝国議会に法的責任がなく、不信任決議の際も辞任の必要はないが、政治的責任はあったというラーバントの二分法は問題で、両者の区別は難しい。帝国議会は法律と予算を議決し、帝国指導部に質問を行うことなどにより、実際には帝国宰相に強い統制力を有していた。(8)「統一した軍」(ein einheitliches Heer)たる「帝国軍」(Reichsheer)は皇帝の統帥権下にあり、モンテスキューの三権分立論にも沿う形で帝国議会の統制外に置かれ(antikonstitutionell)、またラーバント説でいう連邦諸国の「分担兵力」でもない統一組織だった(antiföderativ)。また最初から統一組織の帝国海軍は「市民革命の子」(Kind der bürgerlichen Revolution)だった。等々³⁷⁾。

E・R・フーバーはドイツ帝国での政党の役割を重視している。フーバーは、帝国国制が政党を予定していなかったとの主張を否定し、帝国議会選挙法に「選挙団体」の記載があったとする。またビスマルクもビューローも帝国議会選挙の敗北で退陣しており、政党は重要だったとする。フーバーはドイツ帝国の政党も5党体制だったとし、ナショナリズムに関しては以下の点を指摘する。(1)分邦割拠主義的な古保守派はビスマルク及び帝国建設に抵抗して選挙で敗北し、ドイツ帝国の君主制とナショナリズムを信奉するドイツ保守党が生まれ、与党になる場合も生じた(古プロイセン的伝統の残存を強調するH・ボームスの否定)。(2)全ドイツ連盟の起源は市民的・自由主義的だが、保守派のナショナリズムへの傾斜と連盟の脱自由主義で保守派の一団体となった。(3)連盟はビスマルクを偶像化したが、彼の「可能性の芸術」としての「現実主義」政治と連盟の帝国主義とは合わない面があった。連盟を指導したのは重工業ではなく、大学教授や文筆家ら知識人である。(4)ハンス・デルブリュックやマックス・ヴェーバーは自由保守党の論客である。(5)北ドイツ連邦の成立で、マインツ司教ケッテラーはプロイセン主導のドイツの甘受を説いてカトリック教徒の利益を守ろうとし、マリクロートやヴィントホルストを除くカトリック議員も連邦憲法を支持した。「カトリック会派」から宗派制限を除いて誕生した「中央党(憲法党)」は、連邦主義的でこそあれ保守的で国家秩序を尊重しており、文化闘争で「帝国敵対的」と非難されたが、少なくとも1890年以降はバイエルンの一部を除き帝国に特に忠実になり、時に与党ともなった。(6)

1906年にエルツベルガーが帝国指導部の植民政策を批判したのは、中央党指導部の諒解のない単独行動で、党はそれを支持していた。(7)社会主義勢力のうち、ラサール派(全ドイツ労働者協会)は国家の必要性を確信し、ドイツを統一主義的人民国家に変えようとしていた。(8)ラサール派もアイゼナハ派もドイツの国家統一、あらゆる国民の自決権・自衛権を肯定し、独仏戦争ではラサール派が戦時公債に賛成し、アイゼナハ派は態度を留保した。エルザス＝ロートリンゲン併合、帝国憲法、「帝国」「皇帝」号には両派とも反対した。1871年3月の初帝国議会選挙では社会主義勢力、特にラサール派が打撃を受けた³⁸⁾。

ビスマルク期の政治について、E・R・フーバーはその多面性を強調する。(1)ビスマルク「宰相独裁」論は誇張であり、君主制・連邦制・議会制原則の均衡を基調としていた。(2)ビスマルクは政党を初めから否定的に見ていたのではなく、当初は分邦を架橋する勢力として期待しており、だからこそ選挙法を普通平等秘密直接とした。(3)外交案件から議会を排除したのはビスマルクの攻撃的・軍事的傾向の産物ではなく、世論のショーヴィニズムから距離を置いた理性的外交のためである。(4)1871年以降のビスマルク外交はヨーロッパを安定化させ、小ドイツ国民国家はヨーロッパ中部を統一する唯一の形態だったのであり、1866年にエステルライヒが勝利して中欧帝国ができていたら、ヨーロッパ秩序は不安定化していただろう。(5)皇帝フリードリヒ三世、皇后ヴィクトリアは、左派自由主義との関係があったにしても、その政治姿勢はそれほど自由主義的とは言えず、寧ろ「イギリス的＝貴族的傲慢」により憲法を無視した専制的手法でビスマルクに利根的・無計画な対決を挑んで失敗した面があり、皇帝が更に生存しても左派自由主義政権もイギリス流議会政治も実現し得なかった。(6)ヴィルヘルム二世はドイツ帝国のあらゆる勢力から批判されたが、高度な才能と危険な薄弱さとを備えた人物で、凋落する市民の時代の象徴であり、近代文明の支援者でありながらネオロマン主義的な伝統主義者だったが、帝国憲法・普憲法を逸脱する絶対君主制(「親政」)への移行を実際に試みたことは一度もなかった。(7)ビスマルクは文化闘争でドイツ国民の抵抗力、「官憲国家」の限界を学んでおり、中央党との連携という合憲的手段で1890年の危機を克服しようとした。(8)ビスマルク政権には多くの有能な人材が出現したが、そこから後代を担う指導者が現れなかったのは、ビスマルクの所為ではない。(9)ビスマルク期からヴィルヘルム期への移行で、立憲君

主制から隠れ絶対主義への移行があったわけではなく、ドイツは帝国宰相の責任による統治を続けた³⁹⁾。

E・R・フーバーはドイツ帝国がドイツ国民国家だった点を、それをドイツ諸侯あるいは諸領邦の同盟だった点より重視する。1890年に帝国議会選挙で与党のカルテル諸政党が敗北し、帝国議会対策が困難になった帝国宰相ビスマルクが、諸侯の同意により帝国憲法を廃止することで切り抜けようとした「国家転覆」事件について、ドイツ帝国は「ドイツ国民の政治的統一体」だったので、帝国建設時に同盟した諸侯や連邦諸国にはもはや同盟解消はできなかったとの解釈を示している⁴⁰⁾。

ヴィルヘルム期の政治について、E・R・フーバーは次の指摘をしている。(1)皇帝ヴィルヘルム二世の「親政」(persönliches Regiment) 批判には誤解が含まれている。君主を形骸化し、議会在が政治の実権を握る「議会主義君主制」(parlamentarische Monarchie) とは異なり、ドイツ＝プロイセン的な「立憲君主制」(Konstitutionalismus) は、君主と政府との協力で政治を実施する体制である。ヴィルヘルム二世は多くの場合、帝国宰相と協力しつつ行動した。「親政」批判を激化させた「デイリー・テレグラフ事件」(1908年)にしても、ヴィルヘルム二世は事前に帝国宰相の同意を求め、厳密に憲法に対応した行動を取っている。ヴィルヘルム二世の数々の辛辣な発言が賢明ではなかった点はあるとしても、それは彼が憲法を無視した「親政」を行ったことにはならない。また議会主義君主制であれ立憲君主制であれ、君主の場合当たりの発言を政府が完全に統制することはできない。(2)プロイセン三級選挙法改正を最初に要求した政党は中央党で、自由主義政党の態度は別れており、最初の改正案を出したのは累進課税を考えたカプリヴィ期のプロイセン内務省だった。(3)社会民主党は1912年の帝国議会選挙で第一党となり、議長団に代表を出す可能性が生じたが、当初選出されたシャイデマンが宮廷伺候を嫌ったため、最終的には国民自由党のパーシェと交代した⁴¹⁾。

E・R・フーバーはドイツ帝国の連邦諸国の政治情勢も扱っている。(1)バイエルン王ルートヴィヒ二世廃位及び摂政王子ルートポルト就任：文化闘争に対処した自由主義的なルッツ内閣は、国王が際限なく贅沢に耽って王室が弁済不能となり、政府とも意思疎通が困難になるに従い、遂に廃位を敢行し、ビスマルク、民衆、軍隊に救済を求める王をベルク城に幽閉し、即位した弟オットー一世も統治不能だったため、叔父が摂政となった。(2)

ザクセン王国での三級選挙法導入：社会民主党の臺頭でシュルク内閣が選挙法を1896年に導入したが、三分の一ずつ改選し、高額納税者優遇を制限するなど、プロイセンより等級性が温和になっていた⁴²⁾。

E・R・フーバーはドイツ帝国の二つの民族問題を詳解している。エルザス＝ロートリンゲン問題に関して、フーバーは同地を「帝国領」という臨時形態で併合したビスマルクの決断を最良のものだったとし、帝国がその臨時形態を正常化、つまり通常の一領邦にするために努力していたことを指摘している。またこの併合が占領当時の住民意思に反していたことを認めつつも、住民意思が領土帰属の基準という「人民投票理論」は当時の国際法上は承認されていなかったとする。更に住民にも、フランスから煽動された抗議派から徐々に穏健化した名望家層まで、ドイツ統治への様々な態度があったこと、ドイツ統治が住民との融和を志向していたことを重視するが、ビスマルクが同地をフランスに対する軍事的防壁のように論じたことが、地元世論に不快感を与えたことを指摘する。そして1911年に同地を一領邦化する憲法が制定され、世界戦争さえなければそれが実施されていたこと、最後の局面でツァーベルン事件が和解の努力をふいにしてしまったことを指摘している。プロイセン東部州問題に関しては、ポーランド・ナショナリズム運動が帝国建設までポーゼン州、西プロイセン州に留まり、オーバーシュレジエンでは見られなかったこと、ロシア領で見られた蜂起はなかったことを指摘し、帝国建設でドイツ国民国家たるドイツ帝国に編入されたことが、帝国議会、プロイセン議会のポーランド人議員の抗議を生んだが、彼らは国家に対する忠誠を変えず、暴力的な「ドイツ化」(Germanisierung) 政策もなかったとされる。フーバーはビスマルクのドイツ人植民政策は淡々と描写するが、ビューローの取用法については法の下の平等、財産の不可侵というプロイセン憲法への違反であるとする。だが公的集会でのドイツ語使用を規定した帝国結社法に関しては、寧ろ分邦割拠体制を克服したものとして評価し、様々な例外が設けられていたことを重視している。因みにフーバーは、プロイセン首相ベートマン・ホルヴェークの取用法適用に際して1913年1月30日に帝国議会が帝国宰相ベートマン・ホルヴェークへの不信任決議をしたとし、有名なツァーベルン事件時のもの(同年12月24日)に先立つと指摘している⁴³⁾。

ドイツ帝国の「植民地制度」(Kolonialverfassung) について、E・R・フーバーは主にビスマルク期に取得された侵略的でないものだったこと、ビス

マルクがイギリスをライバル視する市民層（特に商人と探検者）の海外膨張要求、国民的帝国主義に屈したもので、政党（国民自由党や自由保守党）や民間団体（全ドイツ連盟など）が運動の担い手だったことを指摘する。フーバーは、植民地獲得を否定するビスマルクの方針が1880年のサモア問題で変化し始め、1884年に転機を迎え、英仏対立を利用して「忠実な仲買人」を再演し、イギリスと連携しつつ僅かな「保護領」(Schutzgebiete)を獲得したが、欧大陸の問題と比較すれば重要度が低く、モロッコでの独仏対立でもドイツ側が野望を断念したとする。「保護領」の法的地位について、それが「国際法上は国内、国法上は国外」だったとする説は誤解を招くとし、国際法上も国法上も国内ではあったが、帝国憲法が適応されない、「原住民」(Die Eingeborenen)に帝国国籍も兵役義務もないなど、特別な地域だったとする⁴⁴⁾。

注

- 1) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 1, S. 475–510.
- 2) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 1, S. 510–530.
- 3) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 1, S. 530–563.
- 4) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 1, S. 583–657.
- 5) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 1, S. 658–674.
- 6) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 1, S. 696–753.
- 7) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 1, S. 787–820; Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. 2, Nachdruck der 2., verbesserten Aufl., Stuttgart: Kohlhammer, 1975, S. 282–305.
- 8) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 2, S. 3–15.
- 9) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 2, S. 30–184.
- 10) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 2, S. 263–268.
- 11) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 2, S. 309–317.
- 12) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 2, S. 318–323.
- 13) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 2, S. 318–434.
- 14) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 2, S. 434–477, 550–552.
- 15) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 2, S. 571–586.
- 16) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 2, S. 587–660.
- 17) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 2, S. 710–766, 797 f.; Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. 3, 3., wesentlich überarbeitete Aufl.,

- Stuttgart: Kohlhammer, 1988, S. 27–35.
- 18) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 2, S. 767–851.
 - 19) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 2, S. 851–877; Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 3, S. 35–53.
 - 20) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 2, S. 885–935.
 - 21) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 3, S. 3–26, 343–377.
 - 22) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 3, S. 129–150.
 - 23) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 3, S. 224–265, 378–384.
 - 24) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 3, S. 384–399.
 - 25) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 3, S. 399–435.
 - 26) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 3, S. 399–435.
 - 27) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 3, S. 449–488.
 - 28) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 3, S. 474–577.
 - 29) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 3, S. 556–577.
 - 30) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 3, S. 643–680.
 - 31) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 3, S. 680–693.
 - 32) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 3, S. 693–701.
 - 33) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 3, S. 702–721.
 - 34) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 3, S. 721–738.
 - 35) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 3, S. 750–765.
 - 36) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 3, S. 766–785.
 - 37) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 3, S. 785–1074.
 - 38) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. 4, 2., verbesserte und ergänzte Aufl., Stuttgart: Kohlhammer, 1969, S. 3–128. ヴェーバーを自由保守党の論客とする記述(S. 37.)には論拠が挙げられていないが、別所でヴェーバーの全ドイツ連盟への帰属が指摘されている(S. 88.)。だが連盟は市民的組織から出発したのであり、ヴェーバーもポーランド問題でのユンカーとの対決を念頭に参加していたのだから、連盟参加をもってヴェーバーを保守系とするのは不適当だろう。
 - 39) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 4, S. 129–132, 152 f., 159–161, 165–177, 180–183, 224–228, 240 f., 243 f.
 - 40) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 4, S. 216–219.
 - 41) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 4, S. 247 f., 302–318, 325–327, 329–347, 368–384.
 - 42) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 4, S. 385–406.
 - 43) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 4, S. 437–511.
 - 44) Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 4, S. 604–634.